

喫煙者の採用について当院の方針

医療法人輝栄会では、下記の理由から基本的に喫煙者の採用を見送らせていただいております。選考において、同等の評価で優劣をつけがたいと認められた場合に限り、非喫煙者を優遇致します。ただし、入職前に禁煙を誓約していただける方は採用選考の対象といたします。

一) 健康上の理由

喫煙は、肺がんをはじめとする悪性疾患、心筋梗塞や脳卒中などの血管の病気、COPDなどの呼吸器系の病気など、多くの疾病の要因となることが分かっています。喫煙者の平均寿命は、非喫煙者より10年短いとも言われており、喫煙により徐々に健康な身体を蝕んでいきます。

また、受動喫煙による健康への悪影響も報告されています。吐いた煙に含まれる有害物質は、喫煙者の衣服に付着し、喫煙者がその場を離れても空気中に残ります。未成年や非喫煙者に健康被害をもたらします。

二) 医療機関としての責務

診療では疾病の治療や予防として禁煙を推奨しております。医療人としての自覚を持って患者様に接するためにも、まず職員が自己の健康増進を意識すべきであると考えます。

三) 敷地内安全への配慮

院内や病院敷地内には、火気厳禁とする精密医療機器、医療資材が多く存在します。また、多くの患者様が入院・通院されており、安全で安心していただくためにも、火災発生への懸念となる喫煙に関して敷地内禁煙としております。

四) 職員の業務効率

タバコに含まれるニコチンは依存性の高い物質であり、ニコチンが切れると集中力がなくなったり、イライラしたり、その人の能力を低下させます。患者様に満足度の高い医療を提供するためにも持っている能力を十二分に発揮していただきたいと考えております。

皆様のご理解のほど、よろしくお願いいたします。

医療法人 輝栄会
理事長 中村吉孝